

直送済

令和7年（行ケ）第1号 人口比例選挙請求事件

原告 XX

被告 秋田県選挙管理委員会

令和7年9月12日

準備書面(3)

【被告ら答弁書に対する反論】

仙台高等裁判所秋田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 長 尾 浩 行

同 弁護士 小 川 尚 史

目次

序	1
- 原告らの主張（「信託論」および「統治論」）への判決を求める -	1
I 答弁書に対する反論：（本書 2～26 頁）	2
1 令和 5 年大法廷判決（参）の判示にも拘わらず、国会が本件選挙までに 較差是正のための具体的な立法的措置を講じなかった結果、本件選挙は、 較差・1 対 3.13 で施行された。（本書 2～3 頁）	2
2 「二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の定数配分に当たり、 考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに 投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」 （強調 引用者）（令和 5 年大法廷判決（参） 民集 77 卷 7 号 1667 頁）。：（本書 4～26 頁）	4
II 憲法前文第 1 項第 2 文（信託）と憲法 47 条について：（本書 27～62 頁）	27
（準備書面(1)第 2 章、第 1 部及び第 2 部転記）	
第 2 章（本書 11～73 頁）	28
第 1 部 （本書 11～35 頁）	28
一憲法前文第 1 項第 2 文（信託）一	28
I（本書 11～31 頁）	28
1（本書 11 頁）	28
2 憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、憲法 47 条の解釈基準であ る：（本書 12～20 頁）	29
3 憲法前文第 1 項第 2 文（信託）（本書 21～22 頁）	38
4 受託者の忠実義務（信託法 30 条（受託者の忠実義務）及び信託法 8 条 （受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書 22～25 頁）	39
5 令和 5 年大法廷判決（衆）（甲 8）：（本書 25～26 頁）	42
6 平成 25 年大法廷判決（衆）：（本書 26～27 頁）	43
7 衆議院憲法審査会委員会 昭和 21 年 7 月 11 日（第 10 号）：（本書 27～29 頁）	45
8 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）：（本 書 29～31 頁）	47
II 【国民の代表（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された 国政から生まれる福利を享受できない（ ¹ 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の 定め参照： ² 「信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条 （受託者の忠実義務）」のいずれも同旨）】：（本書 32～35 頁）	49

1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】：（本書 32～33 頁）	49
---	----

2 ① 国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない（① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：② 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨）。	
② 平成 25 年大法院判決（衆）は『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。	
③ よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法 47 条に違反する：（本書 34～35 頁）	51

第 2 部 （本書 36～44 頁）	53
--------------------	----

第 1 国難論（要約）（本書 37～38 頁）	54
第 2 国難論（詳論）（本書 38～44 頁）	55
1 全世界の GDP 中の日本のシェア	55
2 日本だけが人口比例選挙でない（本書 38～41 頁）	55
3 競争国と同じ土俵に立つ（本書 41～42 頁）	58
4 日本の国民一人当たり「平均賃金」（本書 42～43 頁）	59
5 投票率（本書 43～44 頁）	60

序

ー 原告らの主張（「信託論」および「統治論」）への判決を求めるー

原告らは、

『【本件選挙が人口比例選挙であることを要する憲法上の重要な根拠】は、

① 大黒柱としての最も重要な根拠（即ち、憲法

前文第1項第2文（信託）論及び

② 第2の柱としての重要な根拠（即ち、統治論 ≡ 統治論

（1）（①憲法56条2項、②1条と前文第1項第1文後段、③前文第1項第1文前段、④43条1項）及び統治論（2）（同）〉である。』

と主張する（①信託論（下記Ⅱ（本書27～62頁））及び②統治論（原告準備書面（1）第3部（同書45～56頁）参照））。

被告らは、答弁書（以下、答弁書という）で、当該2つの憲法上の重要な根拠について、「争う」と記述するのみで、反論しない。これは異様である。

原告らは、裁判所におかれて、被告らからの反論がないという、本件裁判でのこの異様な事情を踏まえた上で、原告らの主張する2つの憲法上の根拠の主張が憲法上成立するか否かを判断し、これを判決文中に明記のうえ、本件選挙が違憲であるか否かを判決されるよう、強く求める。

■ 答弁書に対する反論 (本書 2～26 頁)

1 令和 5 年大法廷判決（参）の判示にも拘わらず、国会が本件選挙までに較差是正のための具体的な立法的措置を講じなかった結果、本件選挙は較差・1 対 3.13 で施行された。： (本書 2～3 頁)

- (1) 本件選挙の選挙日における有権者数最大較差は、**1 対 3.13**（選挙日）である。
令和元年参院選の有権者数最大較差は、**1 対 3.00**（選挙日）であり、且つ令和 4 年参院選の有権者数最大較差は、**1 対 3.03**（選挙日）であった。

よって、本件選挙の有権者数最大較差・**1 対 3.13**（選挙日）
は、令和元年参院選及び令和 4 年参院選のそれらに比して、「較差の**是なる是正**」
（強調 引用者）とは**真逆**の、**著しい「後退」**である（令和 5 年大法廷判決（参） 民
集 77 卷 7 号 1667 頁 参照）。

よって、本件選挙は、令和 5 年大法廷判決（参）（甲 9）に照らし、**違憲**と解される。

- (2) 令和 5 年大法廷判決（参）の中に、「較差の更なる是正」の文言が
9 回登場し（判例の紹介の中の文言を含む）、「選挙制度の仕組み自体
の見直し」の文言が 3 回登場し、「（選挙制度の）仕組みを更に見直
す」が 2 回登場し、かつ「選挙制度の（仕組み自体の）抜本的
見直し」の文言が、2 回登場する。

(3) 【これらの文言が同判決文の中で**異様な程の多数回**に亘って登場していること】に照らし、**令和5年大法院判決（参）**は、国会に対し、**限りなく強く**「**較差の更なる是正**」、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」又は「**選挙制度の仕組み自体の抜本的見直し**」を求めていると解される。

(4) 上記(1)～(3)に加えて、令和5年大法院判決(参)が「**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、較差の**更なる是正**を図ること等は**喫緊の課題**」というべきである。立法府において議論がされてきた

上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、

立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について**具体的に検討**した上で、**広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる。**」(強調 引用者)と明確に判示していること(民集77巻7号1669

頁参照)に照らすと、本件選挙は、**違憲**と解される。

2 「二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当

たり考慮を要する**固有の要素**を**勘案しても**、参議院議員選挙に
ついて直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由
は見いだし難い。」(強調 引用者)(令和 5 年大法院判決(参) 民集 77 卷 7 号 1667
 頁)。・(本書 4～26 頁)

(1) 平成24年大法院判決(参)は、

(2) さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、
参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。昭和58年大法院判決は、参議院議員の選挙制度において都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みにつき、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものと解することができる。都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。また、同判決

は、参議院についての憲法の定めからすれば、議員定数配分を衆議院より長期にわたって固定することも立法政策として許容されるとしていたが、この点も、ほぼ一貫して人口の都市部への集中が続いてきた状況の下で、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている。さらに、**同判決（昭和58年大法廷判決（参）^{引用者注}）は、参議院議員の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間の較差の是正には一定の限度があるとしていた**が、それも、短期的な改善の努力の限界を説明する根拠としては成り立ち得るとしても、**数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になるとはいいいない**。平成16年、同18年及び同21年の各大法廷判決において、前記3のとおり投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたのも、較差が5倍前後で推移する中で、前記（1）においてみたような長年にわたる制度と社会の状況の変化を反映したものにはほかならない。

（3） 現行の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、**半数改選**という憲法上の要請を踏まえた**偶数配分**を前提に、**都道府県を単位**として各選挙区の定数を定めるという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、**このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応じていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているもの**というべきである。このことは、前記2（4）の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されていたところであり、前回の平成19年選挙についても、投票価値の大きな不平等がある状態であって、**選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である**ことは、平成21年大法廷判決におい

で特に指摘されていたところである。それにもかかわらず、平成18年改正後は上記状態の解消に向けた法改正は行われることなく、本件選挙に至ったものである。これらの事情を総合考慮すると、本件選挙が平成18年改正による4増4減の措置後に実施された2回目の通常選挙であることを勘案しても、本件選挙当時、前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、**違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた**というほかはない。」(強調 引用者)

と判示する(民集 66 卷 10 号 3368～3370 頁)。

(2) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲 5)は、

「さきに述べたような**憲法の趣旨**、**参議院の役割**等に照らすと、**参議院は衆議院とともに国権の最高機関**として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、**参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。**昭和58年大法廷判決

は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、**平成24年大法廷判決**の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえず、なっているものといわざるを得ない。殊に、**昭和58年大法廷判決**は、上記の選挙制度の仕組みに関して、都道府県が歴史的にも政治的、経済

的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を各選挙区の単位とすることによりこれを構成する住民の意思を集約的に反映させ得る旨の指摘をしていたが、この点についても、都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2(3)の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されており、平成19年選挙当時も投票価値の大きな不平等がある状態であって選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法院判決において特に指摘されていたところでもある。これらの事情の下では、平成24年大法院判決の判示するとおり、平成22年選挙当時、本件旧定数配分規定の下での前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、

違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。

エ 本件選挙は、平成24年大法院判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるが、上記ウのとおり、本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年にわたる制度及び社会状況の変化により、もはやそのような**較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっている**ことによるものであり、同判決において指摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、**上記制度の仕組み自体の見直しが必要である**といわなければならない。しかるところ、平成24年改正法による前記4増4減の措置は、上記制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙当時**4.77倍**）については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない（**同改正法自体も、その附則**において、平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めており、上記4増4減の措置の後も引き続き上記制度の仕組み自体の見直しの検討が必要となることを前提としていたものと解される。）。

したがって、平成24年改正法による上記の措置を経た後も、本件選挙当時に至るまで、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著

しい**不平等状態**にあったものというべきである。』(強調 引用者)

と判示する(民集 66 卷 9 号 1374～1376 頁)。

(3) **平成 29 年大法院判決(参)**は、

「(3) 前記(1)のとおり、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する**唯一、絶対の基準**となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において**調和的**に実現されるべきものであり、また、前記(2)のとおり、憲法が、国会の構成について**二院制**を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとすることも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、**具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり**、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である**都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず**、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成 24 年大法院判決及び平成 26 年大法院判決は、上記のような選挙制度の構築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘し、その変化として、参議院議員と衆議院議員の各選挙制度が**同質的なもの**

のとなってきたおり、国政の運営における**参議院の役割が増大してきていることに加え**、衆議院については投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることなどを挙げて、これらの事情の下では、**昭和58年大法院判決**が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを**正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果**、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって**上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである**。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、**各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない**。

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、**上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等**に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二

院制に係る上記の**憲法の趣旨との調和**の下に実現されるべきである

ことに変わりはないというべきである。」（強調 引用者）

と判示する(民集 71 卷 7 号 1149～1150 頁)。

(4) 令和 2 年大法廷判決（参）は、

「（２）憲法は、**二院制**の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を 6 年**の長期とし、**解散もなく**、選挙は**3 年ごとにその半数**について行うことを定めている（46 条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の**憲法の趣旨**を実現し、**投票価値の平等の要請**と**調和**させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに関与させていくかという点を含め、**国会の合理的な裁量**に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとするのも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた**裁量権の合理的行使**として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である**都道府県の意義や実体等を一つの要素**として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、**投票価値の平等の要請との調和**が保たれる限りにおいて、

このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の**合理的な裁量を超えるものとは解されない。**

(3) 本件選挙は、平成29年大法廷判決の言渡し後に成立した平成30年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、総定数を増やした上で、選挙区選出議員については、平成27年改正による4県2合区を維持したまま、埼玉県選挙区を2人増員することを内容とするものであった。

平成27年改正により導入された合区は、総定数を大幅に増やす方法を採用することにも制約があった中、半数改選という憲法上の要請を踏まえて各選挙区の定数を偶数で設定しつつも選挙区間の較差を縮小することを可能にするものであったが、その対象となった県における投票率の低下及び無効投票率の上昇と合区との関連性を指摘し、その解消を強く望む意見も存在した。このような状況の下、平成28年選挙施行後、参議院改革協議会の下に設置された選挙制度に関する専門委員会において、一票の較差、選挙制度の枠組み、議員定数の在り方、選挙区の枠組み等について議論が行われ、合区制度の是非や、都道府県を単位とする選挙区に代えてブロック選挙区を導入すること等の見直し案についても幅広く議論が行われた。しかしながら、選挙制度改革に関する具体案について各会派の意見の隔たりは大きく、一致する結論を得ることができないまま、本件選挙に向けて平成30年改正法が成立したものである。このような経緯もあり、同法の内容は、選挙区選出議員に関する従来からの選挙制度の基本的な仕組み自体を変更するものではないが、上記のとおり合区の解消を強く望む意見も存在する中で、平成27年改正により縮小した較差を再び拡大させないよう合区を維持することとしたのみならず、長らく行われてこなかった総定数を増やす方法を採用した上で埼玉県選挙区の定数を2人増員し、較差の是正を図ったものである。その結果、平成27年改正により5倍前後から約3倍に

縮小した選挙区間の較差(平成28年選挙当時は3.08倍)は僅かではあるが更に縮小し、2.99倍(本件選挙当時は3.00倍)となった。

(4) 前記2(8)のとおり、平成29年大法廷判決は、平成27年改正法附則7条が次の通常選挙に向けて選挙制度の**抜本的な見直し**について引き続き検討を行い**必ず結論を得**る旨を規定していること等を指摘した上で、平成27年改正は、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができるとし、このような事情を総合すれば、平成28年選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判示した。本件選挙は、同判決の言渡しの後成立した平成30年改正法における本件定数配分規定の下で実施されており、その投票価値の不均衡については、同判決の判示した事情も踏まえた検討がされるべきである。

そこで検討すると、平成28年選挙後に成立した平成30年改正法の内容は、結果として、選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまっている。他方、同法には上記附則のような規定が設けられておらず、同法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨にのっとり引き続き検討する旨述べた附帯決議がされたが、その中では選挙区間における較差の是正等について明確には言及されていない。**国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難く、**前記(2)で述べた憲法の趣旨等との**調和**の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法廷判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、こ

れを**再び拡大させずに持続**していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが**求められている**ところ、上記のような平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。

しかしながら、前記のような平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を前記の程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるといえることができる。また、参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、**事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。**

(5) 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、**違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず**、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。』(強調 引用

者)

と判示する(民集 74 卷 8 号 2123～2124 頁)。

(5) **令和 5 年大法院判決(参)** (甲 9) は、

「(2) 憲法は、**二院制**の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき**任期を6年**の長期とし、**解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う**ことを定めている(46条等)。その趣旨は、

立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の**憲法の趣旨**を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとすることも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。

また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

(3) **参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度**は、選出方法等に係るこれまでの**変遷を経て同質的なものとなってきたところ**、議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている（衆議院議員選挙区画定審

議会設置法 3 条、4 条参照)。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における**参議院の役割は大きなものとなってきている**。

そうすると、**二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。**したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、**較差の更なる是正**を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について**議論し、取組を進めることが引き続き求められている**というべきである（令和 2 年大法院判決参照）。（強調 引用者）

と判示する(民集 77 卷 7 号 1666～1667 頁)。

(6) 平成 24 年大法院判決（参）は、

「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。」（強調 引用者）

と単純明快に記述するにとどまり、爾後のセンテンスに同判示を修正・変更するような言葉を一切付加・挿入していない。

(7) 平成 26 年大法院判決（参）も、

「さきに述べたような憲法の趣旨，参議院の役割等に照らすと，参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり，参議院議員の選挙であること自体から，直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」（強調 引

用者）

と単純明快に記述するにとどまり、爾後に、同記述を修正・変更するような文言を一切付加・挿入していない（上記（2）（本書 6～9 頁）参照）。

(8) ① 平成 29 年大法院判決（参）は、

「もとより，参議院議員の選挙について，直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く，参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの，上記のような憲法の趣旨，参議院の役割等に照らすと，参議院議員の選挙における投票価値の平等は，憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど，議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ，二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。」（強調

引用者）

と記述する（民集 71 巻 7 号 1150 頁 上記（3）（本書 9～11 頁）参照）。

② 一方で、平成 24 年大法院判決（参）及び平成 26 年大法院判決（参）は、2 院制を採用した憲法の趣旨及び参議院の固有の要素（即ち、任期 6 年、半数改選、解散無し）を指摘したうえで、「参議院議員の選挙であること自体か

ら、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由
は見いだし難い。」(強調 引用者)との判示を導き、同文言の後に、同文言を修正・
変更するような文言を一切付加していない。

- ③ 他方で、平成 29 年大法院判決（参）は、「参議院議員の選挙について、直
ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだ
し難く、」の直後に、同文言を導くための前提であった、憲法の趣旨及び参議
院の固有の要素（即ち、任期 6 年、半数改選、解散無し）を再度取り出して、
「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退し
てよいと解すべき理由は見いだし難く、」は、憲法の趣旨及び参議院の固
有の要素（即ち、任期 6 年、半数改選、解散無し）と調和さるべきであると
説示する。

- ④ しかしながら、当該説示の趣旨は、必ずしも明らかでない(下記(10)
(本書 19～20 頁)参照)。

- (9) ① 令和 2 年大法院判決（参）は、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が
民主政治の基盤であり、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等
の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、」の直後に、
「前記（2）で述べた憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現さ
れるべきことは平成 29 年大法院判決等でも指摘されているのであるから、立法
府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更な
る是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策
等について議論し、取組を進めることが求められているところ、上記のような平成30
年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない。」(強調 引
用者)との判示を付加する(民集 74 卷 8 号 2126 頁 〈上記(4) (本書 11～14 頁)参照)。

② 令和 2 年大法廷判決（参）は、上記（8）①記載の平成 29 年大法廷判決（参）の説示（本書 17 頁）と同様に、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、」を導くための**前提**であった、「前記（2）で述べた憲法の趣旨等」を再度取り出して、「参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く、」（強調 引用者）を「前記（2）で述べた憲法の趣旨等」と調和さるべきであると説示する。

③ しかしながら、当該説示の趣旨は、上記（8）④と同様、必ずしも明らかでない（下記（10）（本書 19～20 頁）参照）。

（10）令和 5 年大法廷判決（参）は、

「そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を**勘案して**も、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見いだし難い。」（強調 引用者）

と単純明快にストレートに判示し、爾後のセンテンスに、同判示を修正・変更する文言が全くない（上記（5）（本書 14～16 頁）参照）。

即ち、令和 5 年大法廷判決（参）は、平成 29 年大法廷判決（参）及び令和 2 年大法廷判決（参）に揺らぎ（但し上記（8）③、④〈平成 29 年大法廷判決（参）〉、上記（9）②、③〈令和 2 年大法廷判決（参）〉参照）があったにも拘わらず、平成 24

年大法廷判決（参）及び平成 26 年大法廷判決（参）の上記（6）、（7）（本書16～17 頁）

の判示（規範）に復帰した（換言すれば、先祖返りした）。

- （11） 本件選挙での有権者数最大較差・1 対 3.13〈選挙日〉は、令和 2 年参院選（選挙区）の有権者数最大較差・1 対 3.00〈選挙日〉と比較して、截然と「後退」（強調 引用者）（令和5年大法廷判決 民集 77 卷 7 号 1667 頁 参照）している。即ち、「更なる是正」とは真逆の「後退」である**

よって、本件選挙は、令和 5 年大法廷判決の上記（10）記載の判示に照らして、違憲である。

- （12） ① 答弁書第 5、3(5)、イ(ウ) 72 頁は、**

「平成 30 年改正以降、本件定数配分規定が改正されていないことは事実であるが、令和 5 年大法廷判決においても、国会において検討されている更なる較差の是正等のための種々の方策に「課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要する」と判示されているように、更なる較差の是正等のため、参議院議員の議員定数を増加させる措置や都道府県より広域の選挙区を設けるなどの措置を講ずることは考えられるものの、参議院議員の議員定数を大幅に増加させることが困難であることは明らかであるし、合区の導入後に、その対象となった 4 県において投票率の低下や無効投票率の上昇等の弊害がみられ、これらの弊害が有意な改善がみられないまま本件選挙時まで継続して生じていることからすると、都道府県より広域の選挙区を設けることにより、全国的に上記のような弊害が生じることが具体的に想定される。この

ように、較差の更なる是正のために考え得る方策には、慎重に検討すべき課題や大きな制約があり、そうした課題や制約への対処が容易なものではない以上、国会が較差の更なる是正のために採るべき立法措置の検討等に相応に長期の期間を要したとしても、それはやむを得ないものというべきである。

したがって、平成 30 年改正以降、本件定数配分規定が改正されていないからといって、国会の較差の更なる是正のための取組が不適切であるとはいえない。』

と記述する。

② しかしながら、**令和 5 年大法院判決(参)**は、

『(3) (略)

そうすると、立法府が上記是正に向けた取組を進めていくには、更に議論を積み重ねる中で種々の方策の実効性や課題等を慎重に見極めつつ、広く国民の理解も得ていく必要があると考えられ、**合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる。**

以上に述べたような状況の下、立法府が、参議院議員の選挙制度の改革に向けた議論を継続する中で、較差の拡大の防止等にも配慮して4県2合区を含む本件定数配分規定を維持したという経緯に鑑みれば、立法府が、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくための具体的な方策を新たに講ずるに至らなかったことを考慮しても、本件選挙当時の選挙区間の最大較差が示す投票価値の不均衡が、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったということとはできない。

(4) したがって、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反

するに至っていたということとはできない。

なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる**選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等は**

喫緊の課題

というべきである。立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要す**

るにせよ

、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について

具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような**立法**
的措置を講じていくことが求められる。

4 以上の次第であるから、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するに至っていたということとはできないとした原審の判断は、是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。」(強調 引用者)

と判示する(民集 77 卷 7 号 1667～1670 頁)。

- ③ 上記①(本書 20～21 頁)の答弁書 74 頁の記述は、同判示に正面から**矛盾する。**よって、答弁書の同記述の主張は、当裁判所におかれて、採用さるべきではない。

(13)

①【被告らの主張】

被告らは、答弁書第4、2(同書 13～20 頁)で、

「本件選挙時において、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度に著しい不均衡状態にあったとは言えない」と主張する。

【原告らの反論】

① 令和 5 年大法院判決(参)は、参院選(選挙区)について、「較差の更なる是正を図ること等は**喫緊の課題**」」(強調 引用者)というべきである。(民集 77 卷 7 号 1669 頁)と説示し、令和 4 年参院選(選挙区)の較差(1 対 3. 03)の更なる是正を求めた。

② 国会は、同判決の説示に反して、本件選挙(最大較差・**1対3. 13**)を実施した。

③ 令和 5 年大法院判決(参)は、

「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる**選挙制度が民主政治の基盤**であり、**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等は**

喫緊の課題というべきである。立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要する**

にせよ

，立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について**具体的に検討**した上で、広く国民の理解も得られるような**立法的措置を講じていくことが求められる。**」(強調 引用者)

と説示していることに照らし、本件選挙は、**違憲**、と解される。

② 【被告らの主張】

被告らは、答弁書第 5、3(5)、イ(ウ) 71～72 頁で、

「以上のとおり、国会は、平成 27 年改正法附則 7 条にいう、抜本的見直しの実現に向けた努力を継続し、平成 29 年以降、平成 29 協議会及び平成 29 年専門委員会での多数回にわたる議論を経た上で、最終的には、平成 30 年改正を実現させた。その際、選挙制度改革の検討を引き続き行う旨の附帯決が付されたところ、これに従い、その後も、国会は、参議院改革協議会等において、参議院の在り方や選挙制度改革等について議論を継続しており、現時点では成案が得られていないものの、全ての会派が本件選挙後にも選挙制度改革に関する議論を継続することを表明し、**複数の会派が令和 10 年通常選挙に向けた制度改革を明示する**などしている。このように、国会は、累次の最高裁判所判決の判示するところを真摯に受け止め、投票価値の平等を最大限尊重すべきであることを確認した上で、選挙制度の在り方の検討を継続し、過去にあったような大きな較差を再び生じさせることのないよう適切に配慮しているのである。」(強調 引用者)

と主張する。

【原告らの反論】

- ① 被告らの同主張によれば、国会は、「令和10年通常選挙に向けた制度改正を明示する」(強調 引用者)ことを予定している、と解される。

逆に言えば、国会は、**令和10年通常選挙実施の1年前以前には、較差是正のための立法措置を採ることを予定していない**、と解される。

- ② 即ち、国会は、本件選挙について、令和4年参院選の最大較差・**1対3.03**を著しく超過する最大較差・**1対3.13**の選挙区割りの維持を敢えて選択した。
(但し、参院選(選挙区)区割規定は、平成27年改正法以降今日迄10年間、同一であり、有権者数最大較差(選挙日)は、**1対3.08**(平成28年参院選)；**1対3.00**(令和元年参院選)；**3.03**(令和4年参院選)；**1対3.13**(本件選挙)と変遷した。)

よって、国会のこの立法裁量権の行使は、「本件選挙までの間に本件定数規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超える」(平成24年大法院判決(参)民集66巻10号3357頁参照)と解される。

従って、本件選挙は、違憲違法である。

- ③ 上記②の記述は、令和5年大法院判決(参)の、

「なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる**選挙制度が民主政治の基盤**であり、**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、**較差の更なる是正を図ること等**

は**喫緊の課題**というべきである。立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方策に課題や制**

約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要

するにせよ

, 立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について**具体的に検討**した上で、広く国民の理解も得られるような**立法的措置を講じていくことが求められる。**」

(強調 引用者)

との説示に**反するものである。**

(以下 余白)

II 憲法前文第1項第2文（信託）と憲法47条について：（本書27～62頁）

●●● 裁判所が本件裁判で判断すべき大黒柱たる最も重要な事項（但し、上記Ⅰ序（本書1頁）参照）は、

- ① 憲法前文第1項第2文（信託）が、憲法47条【選挙に関する事項】の適用に関して、**解釈基準**となるか否か、及び
- ② もし、憲法前文第1項第2文（信託）が憲法47条【選挙に関する事項】の適用に関する**解釈基準**であるとすれば、（国民から**国政**を**信託**された）**受託者**たる**国会議員**は、自らが**国政の福利**を享受することに**先行して**、【**国民が当該国政の福利の享受すること**】を優先させる、**国政の受託者**としての、
●●●●●
受託義務を負っているか否か、である。

上記①、②について、原告らは、下記の通り議論する（但し、上記①、②の議論に関し、準備書面(1)第2章第2部（国難論）も併せて議論する必要があるため、これも、ここに併記する）。

（下記は、準備書面(1)第2章、第1部 憲法前文第1項第2文（信託）（同書11～35頁）、第2部 国難論（同書36～44頁）を転記したものである。

●●●
本件裁判に於いて、下記は **大黒柱** としての最も重要な議論
であるので、原告らは、裁判所におかれて、判決するに当たって、**今一度丁寧に**
●●●●●
再読頂くよう強く求める。)

記

(準備書面(1)第2章、第1部 憲法前文第1項第2文(信託) (同書11～35頁)、第2部 国難論 (同書36～44頁)の転記) (本書28～62頁)

「第2章

(本書11～73頁)

第1部

(本書11～35頁)

一憲法前文第1項第2文(信託)一

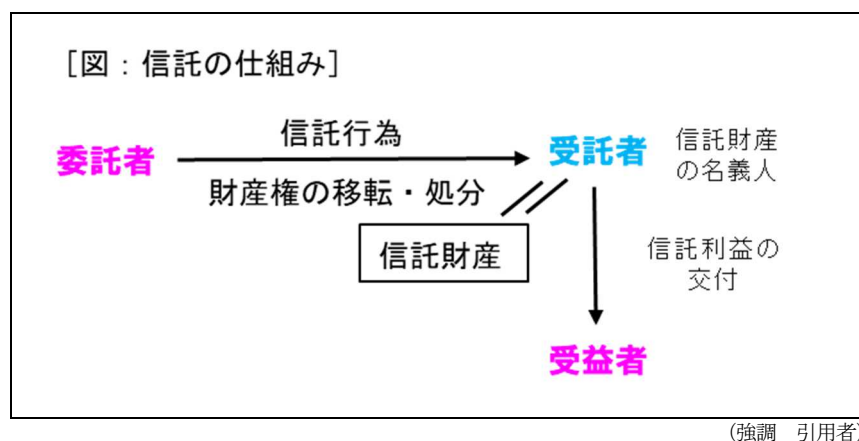
I (本書11～31頁)

1 (本書11頁)

- (1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」(＝委託者兼受益者)と「国民の代表者」(＝受託者)との間の二者間の「国政」の「信託」に関する「考へ方」(昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣 答弁 下記7 (本書27～29頁) 甲26参照)を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【(信託される)「国政」の受託者】である(下記(2) [図：信託の仕組み] 参照)。

- (2) 編集代表 高橋和之 伊藤眞 小早川光郎 能見善久 山口厚 法律学小辞典
[第6版] (有斐閣 2025) 761 頁は、下記図を記述する (甲 25)。



2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である： (本書12～20頁)

- (1) 学説では、前文の規範性について、

- ① 「前文は（略）本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなり得ない、と解する見解」（解釈基準説）と、
- ② 前文の裁判規範性を肯定する説（裁判規範肯定説）の2説がある。

両説とも、前文が憲法本文の各条項の解釈基準であるという点では、争いがない¹（日本国憲法前文に関する基礎的資料8～9頁 平成15年7月衆議院憲法調査会事務局 [www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/\\$File/shukenshi032.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/$File/shukenshi032.pdf)）（甲27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料8～9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局 (甲27)

(2) 前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のよう

に具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。

その理由としては、通常、①前文の内容が一般条項的な抽象的なものであること、②法規性を有するからといって、憲法には、統治の組織規範のような必ずしも裁判規範でないものも相当あること、③前文の内容は各条文に具体化されているので、前文は各条文の解釈の基準にはなるが、裁判所において判断の基準となるのは具体性をもった各条文であること、④憲法条文に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題があるが、具体的に欠缺があるとは考えられないから、実際にはその問題の起こる余地はないこと、などが挙げられる。

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の

解釈基準

となること

は肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、佐藤功の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになる。

(略)

(芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211 ページ)

(強調 引用者)

- (2) 下記①～⑦(本書13～19頁)のとおり、**判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。**

① **最高裁判所大法廷判決（以下、最大判）令和4年5月25日**（在外邦人国民審査権確認等上告事件 令和2年（行ツ）第255号等 民集76巻4号720頁）（甲111）

「**憲法**は、前文及び1条において、**主権が国民に存すること**
を明らかにし、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを
罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79条2項にお
いて、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に
国民の審査に付する旨規定し、同条3項において、投票者の多数が裁
判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定してい
る」（強調 引用者）

② **最大判平成23年11月16日**（覚せい剤取締法違反等事件 平成22年
（あ）第1196号 刑集65巻8号1294頁）（甲112）

「憲法は、その**前文**において、あらゆる国家の行為は、**国民の
厳粛な信託**によるものであるとする**国民主権の原
理**を宣言した。」（強調 引用者）

③ **最大判平成17年9月14日**（在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事
件 平成13年（行ツ）第82号外 民集59巻7号2095～2096頁）（甲
113）

「 憲法は、**前文**及び1条において、**主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する**と定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。そして、憲法は、同条3項において、公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障すると定め、さらに、44条ただし書において、両議院の議員の選挙人の資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならないと定めている。以上によれば、憲法は、**国民主権の原理**に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。」 (強調 引用者)

④ **最大判平成8年8月28日**（職務執行命令裁判請求事件 平成8年（行ツ）第90号 民集50巻7号1968～1969頁）（甲114）

「 所論は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づきアメリカ合衆国の軍隊の我が国における駐留を認めることが憲法に違反するものでないとしても、駐留軍の用に供するために土地等を強制的に使用し、又は

収用することは、**憲法前文**、九条、一三条に基づき保障された平和的生存権を侵害し、憲法二九条三項に違反するというのである。

日米安全保障条約六条、日米地位協定二条一項の定めるところによれば、我が国は、日米地位協定二五条に定める合同委員会を通じて締結される日米両国間の協定によって合意された施設及び区域を駐留軍の用に供する条約上の義務を負うものと解される。我が国が、その締結した条約を誠実に遵守すべきことは明らかであるが（憲法九八条二項）、日米安全保障条約に基づく右義務を履行するために必要な土地等をすべて所有者との合意に基づき取得することができるとは限らない。これができない場合に、当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であることを要件として（駐留軍用地特措法三条）、これを強制的に使用し、又は収用することは、条約上の義務を履行するために必要であり、かつ、その合理性も認められるのであって、私有財産を公共のために用いることにほかならないものというべきである。国が条約に基づく国家としての義務を履行するために必要かつ合理的な行為を行うことが**憲法前文**、九条、一三条に違反するというのであれば、それは当該条約自体の違憲をいうに等しいことになるが、日米安全保障条約及び日米地位協定が違憲無効であることが一見極めて明白でない以上、裁判所としては、これが合憲であることを前提として駐留軍用地特措法の憲法適合性についての審査をすべきであるし（最高裁昭和三四年（あ）第七一〇号同年一二月一六日大法廷判決・刑集一三卷一三号三二二五頁参照）、所論も、日米安全保障条約及び日米地位協定の違憲を主張するものではないことを明示している。そうであれば、駐留軍用地特措法は、**憲法前文**、九条、一三条、二九条三項に違反するものということとはできない。』（強調 引用者）

- ⑤ **最大判昭和44年4月2日**（国家公務員法違反等事件 昭和41年（あ）第1129号 刑集23卷5号693、699頁）（甲115）

「右のように限定的に解釈するかぎり、前示国公法九八条五項はもとより、同法一一〇条一項一七号も、憲法二八条に違反するものということができず、また、**憲法の前文**、一一條、九七條、一八條に違反するものともいえないことは、当裁判所大法廷の判例（とくに昭和三九年（あ）第二九六号、同四一年一〇月二六日大法廷判決、刑集二〇卷八号九〇一頁、昭和四一年（あ）第四〇一号、同四四年四月二日大法廷判決参照）の趣旨に照らし、明らかであるから、これらの規定自体を違憲とする所論は、その理由がなく、したがって、原判決が右国公法一一〇条一項一七号を適用したことを非難する論旨も、採用することができない。」（強調 引用者）

「しかし、新安保条約のごとき、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係をもつ高度の政治性を有するものが違憲であるか否かの法的判断をするについては、司法裁判所は慎重であることを要し、それが憲法の規定に違反することが明らかであると認められないかぎりには、みだりにこれを違憲無効のものと断定すべへきではないこと、ならびに新安保条約は、憲法九条、九八条二項および**前文**の趣旨に反して違憲であることが明白であるとは認められないことは、当裁判所大法廷の判例（昭和三四年（あ）第七一〇号、同年一二月一六日大法廷判決、刑集一三卷一三号三二二五頁）の趣旨に照らし、明らかであるから、これと同趣旨に出た原判断は正当であつて、所論違憲の主張は理由なきに帰する。」（強調 引用者）

- ⑥ **最大判昭和 34 年 12 月 16 日**（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 3 条に基づく行政協定に伴う刑事協定に伴う刑事特別法違反被告事件 昭和 34 年（あ）第 710 号 刑集 13 卷 13 号 3231～3237 頁）
(甲 116)

「一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲

法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、**前文**および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。

(略)

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および**前文**の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法九条二項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。(なお、行政協定は特に国会の承認を経ていないが、政府は昭和二十七年二月二十八日その調印を了し、同年三月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびその締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和二十七年三月二五日に行政協定が憲法七三条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月二六日に行政協定は安全保障条約三条により政府に委任された米軍

の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法七三条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実を徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約三条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといって、違憲無効であるとは認められない。）

しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条二項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および**憲法前文**の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法二条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに帰し、原判決はその他の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。」（強調 引用者）

⑦ **最大判昭和 25 年 10 月 25 日**（強盗被告事件 昭和 24 年新（れ）第 301 号 刑集 4 卷 10 号 2168 頁）（甲 117）

「所論の憲法三七条及び**憲法前文**は陪審による裁判を保障するものではない。その他民主主義国家であるからといって、必らずしも陪審制度を採用しなければならぬという理由はない。」（強調 引用者）

(3) 日本国政府は、【**憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること**】を**自認**する：

日本国政府は、134 回国会・平成 7.10.11 衆・予算委員会で、下記の通り答弁し、【**憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること**】を**自認**する（甲 27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局

「【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

(134回・H7.10.11 衆・予算委員会)

○西岡武夫委員(新進) 法制局長官にあえてお尋ねをいたしますが、今総理が前文ということで判断をしたんだとおっしゃいましたが、憲法に違反するという違憲訴訟が前文をめぐって行われた例がございますか。

○政府委員(大出峻郎内閣法制局長官) 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準**とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

」
(強調 引用者)

同政府委員(大出峻郎内閣法制局長官)の国会答弁の中の当該**自認**は、本件裁判における、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であるか否かの論点】

で、**決定的**である。

(以下 余白)

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書21～22頁）

(1) 一方で、令和5年大法院判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

ところで、憲法47条は、

「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める。**」（強調 引用者）

と定める。

(2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「**そもそも**国政は**国民**の**厳粛な信託**によるものであつて、**その権威は国民**に由来し、**その権力は国民の代表者がこれを行使し、その**（但し、**国政の** 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

(3) （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点

は、

『国会が、**憲法 47 条**（「**選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。**」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、**憲法前文第 1 項第 2 文の「国民の代表者」の、国民から信託された国政の受託者としての、国民（＝委託者兼受益者）**に対する義務の趣旨を踏まえた上での、

憲法 47 条の **文理解釈** である。

4 **受託者の忠実義務**（信託法 30 条（受託者の忠実義務）及び信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書 22～25 頁）

(1) **前文第 1 項第 2 文**

（「**そもそも国政は、国民の厳粛な信託**によるものであつて、**その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者））

の定めは、

受託者の忠実義務

（**①信託法 30 条（忠実義務）**（「**受託者は受益者のため忠実に信託事務の処理**その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者））

及び**②信託法 8 条（受託者の利益享受禁止）**）

の趣旨も含むと解される（**①下記 I 6 (2)**（本書 27 頁）；**②下記 II 2**（本

書 34~35 頁) **参照**)。

換言すれば、信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、(国民から信託された**国政の**)**受託者**(国民の代表者)の**受益者**(国民)に対する**忠実義務**が、1票の較差を伴う選挙区割規定の立法について、**国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法 47 条**についての**解釈基準**になる、と解される(但し、**下記 5、6(本書 25~27 頁)での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる** **〈下記 5、6(本書 25~27 頁)参照〉**)。

- (2) 法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』118 頁(商事法務 2008) (甲 102) は、下記のとおり記述する。

「第 30 条は、**受託者の忠実義務**、すなわち、**受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために**信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」(強調 引用者)。

- (3) 編著者 村松秀樹法務省民事局総務課長 著者 富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡『概説 信託法』103 頁(金融財政事情研究会 2023 年) (甲 103) は、下記の通り記述する。

「〔20〕 **忠実義務**

1 総論

受託者は、受益者のために信託財産に属する財産の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者であるから、信託事務処理のその他の行為をするに当たって、**受益者の利益を犠牲にして、自己又はその**

利害関係人の利益を図ることが禁止される。

(略)

2 忠実義務に関する一般規定

受託者は、受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない（30条）。

忠実義務は、受託者が追う各種の義務の中でも**極めて重要な義務**であるから、**受託者が忠実義務を負うこと**については、法文上、明確にされていることが望ましいと考えられる²。そこで、信託法においては、**受託者の忠実義務に関する一般規定**³を置いている。」（強調 引用者）。

(4) 法務省民事局参事官 佐藤哲治〔編著〕『Q&A 信託法』144頁（ぎょうせい 2007年）（甲 104）は、下記の通り記述する。

「第2節 **受託者義務**等（第29条～第39条）

(略)

② **忠実義務**

自己の利益ではなく、受益者の利益のために行動すべき義務（法第30条）」（強調 引用者）

(5) 沖野眞己東京大学大学院法学政治学研究科教授 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職（法務専門官））・法務省民事局付（2002-2004年）は、下記のとおり記述する（道垣内弘人編『条解 信託法』196頁（弘文堂 2017））（甲 105）。

「第5に、以上にまたがるものであるが、受託者の主観面において、受託者が、受益者の利益ではなく**自己や第三者の利益を図る目的**

で行う行為は——代理であれば代理人の権利濫用行為となる——、
30条の忠実義務に反する行為となる。」（強調 引用者）。

- (6) 監修新井誠筑波大学法科大学院教授『コンメンタール信託法』121、125頁（ぎょうせい 平成20年）（木村仁関西学院大学法学部教授執筆）（甲106）は、下記の通り記述する。

「（忠実義務）

第30条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為を
しなければならない。

（略）

2 忠実義務の一般規定

信託においては、信託財産の所有権が受託者に移転し、受託者がその権限を濫用して、自らの利益を図る危険性が高いため、新法30条において、
受託者は、自らの利益のためではなく、受益者の利益のためにのみ信託事務の処理を行うべきことが一般的に定められた。これは単なる訓示規定ではなく、効力規定と解される。」

（強調 引用者）

5 令和5年大法院判決（衆）（甲8）：（本書25～26頁）

- (1) 令和5年大法院判決（衆）は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として合理性を

有するといえるか否かによって判断される」(強調 引用者)

とし(民集77巻1号20頁)、『当該令和3(2021)年衆院選(但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差(1対2.079))は、合憲である』旨判示する。

- (2) しかしながら、当該判示は、前文第1項第2文に基づき、国民(委託者)によって国政を信託された国民の代表者(即ち、受託者)が、受益者(即ち、国民)に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈・適用するものであり、憲法47条、前文第1項第2文に違反する。

6 平成25年大法院判決(衆)：(本書26～27頁)

- (1) 平成25年大法院判決(衆) (甲4) は、

「その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の

身分にも直接関わる事柄であり、平成6年

の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえることができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」(強調 引用者)

と判示する(民集67巻8号1524頁)。

即ち、平成25年大法院判決(衆)は、国政たる(投票価値の較差の維持・

変更を伴う) 選挙区割規定の立法は、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」(強調 引用者)(即ち、**国政**(但し、ここでは選挙区割規定の立法)から生ずる、**当選・落選**という**国会議員個人の利益**に直接関わる事柄)であると解している。

- (2) **よって、**【国民の代表者が、(投票価値の較差の変更を伴う) 選挙区割規定(但し、平成 25 年大法院判決(衆)の対象の平成 24 年衆院選の選挙日での議員 1 人当たりの最大有権者数較差・1 対 2.425)を立法すること】は、国民の代表者が、国民の利益より、自ら(国民の代表者)の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、(憲法前文第 1 項第 2 文に定める通り**信託**された)**国政**の受託者として、**国政**の受益者(国民)に対する**忠実義務に矛盾し、**(**(憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文に反して解釈された) 憲法 47 条を適用するものであり、**(**(憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき) 憲法 47 条に違反する。**(上記 4 (2)～(6)、5、6 (本書 23～27 頁)、下記 II 1～2 (本書 32～35 頁)参照)。

- (3) 原告らは、『衆議院議員選挙、参議院議員選挙のいずれについても、憲法は、**同じ理由で人口比例選挙を要求する**』と主張するものである。
- 従って、本 6 での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件 参院選挙についても同様に当てはまる。**

7 衆議院憲法審査会委員会 昭和21年7月11日(第10号)：(本書27～29頁)

- (1) 衆議院憲法審査会 委員会 昭和21年7月11日(第10号)の議事録は、下記のとおりである(甲26) (橋本基弘中央大学教授論文「信託行為としての日本国憲法」(法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021.03.24) 甲28 参照)。

「金森国務大臣 信託 ト云フ言葉ハーツノ沿革ノアルモノデアリマシテ、
実ハ前文ヲ御説明申上ゲマスル為ニハ、其ノ基本ノ考ヘカラ申上ゲ
ナケレバ分ラナイト思フノデアリマス、基本ノ考ヘト申シマスルノハ、
例ヲ取ツテ見マスレバ日本ノ法律制度ノ中ニ信託会社ト云フ風ナモノ
ガアリマシテ、ソコニ信託ト云フ法律関係ガ行ハレテ居リマス、大体是
ハ法律関係ヲ指シテ居ル訳デアリマセヌガ、考ヘ方ハ其ノ考ヘデ
アリマシタ、本来政治ト云フモノハ国民ガ行フベキモ
ノデアリマス、是ハ誰ガ考ハテモサウダラウト思ヒマス、併シナガラ
ソレデハ国民ノ全体ガ政治ヲ行フコトガ出来ルガ、国民ガ一固マリニナツ
テ裁判ヲスルコトガ出来ルカ、国民ガ一固マリニナツテ或ル特定人カラ税
金ヲ取立テルコトガ出来ルカト云ヘバ、是ハ出来マセヌ、ソコデ実行
ノ面ニ於キマシテハ、政治ハ必ず或ル特殊ノ人ガ政治ヲシナケレバ
ナラヌ、或ハ国会ニ於テ法律ヲ議スルトカ、或ハ内閣ニ於テ国ノ行政方針
ヲ決スルトカ云フ風ニヤツテ行カナケレバナラヌコトニナリマス、サウス
ルト、本来働クベキモノハ国民デアリマス、ケレドモ現実
ニ行フモノハ議会ノ議員トカ役人トカ云フモノデアリマス、
此ノ間ノ関係ヲドウ云フ言葉デ説明シタラ宜イカ、普通ノ言葉デ申シマス
ルナラバ使用人トカ、雇主ガ雇人ニ物ヲ命ジテヤラセル、斯ウ云フヤウナ
考ヘモ浮ブカモ知レマセヌ、ガ併シ斯ウ云フ国家ノ政治ノ基本ニ
付キマシテハ、左様ナ関係ハナイノデアリマス、本来ハ国民自ラ
ガヤルベキ政治デアルケレドモ、其ノ政治ト云フモノハ其ノ

国民ノ為ニ国家ノ色々ナ機関ガ之ヲ担任シテ行クノデアリマス、
ト云フ意味デ**国政ハ大事ナ信託デアル、斯ウ云フ言葉ヲ使
ツテ此ノ前文ガ出来テ居ルト思ヒマス、ダカラ其ノ点
ニ於キマシテ分リニクイコトハ実ハナイト思ツテ居リ
マス、**」(強調 引用者)

上記のとおり、金森徳次郎国務大臣は、同委員会で、前文の「**国政**は国民
の厳肅な**信託**によるものであつて」における「**信託**」の「**基本ノ考
へ**」(強調 引用者)は、「**基ノ考へ**(即ち、信託会社が実行している**信託
の考え** 引用者注) **デアリマシタ**」(強調 引用者)と答弁している。

- (2) 上記金森徳次郎国務大臣の答弁に照らして、(憲法本文各条項の解
釈基準たる)前文第1項第2文末尾の「その福利は国民が
これを享受する。」(強調 引用者)の意義は、

- ① 「**信託法8条(受託者の利益享受の禁止)**」の「**受
託者は、受益者として信託の利益を享受する場合
を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託
の利益を享受することができない。**」の趣
旨及び
- ② **信託法30条の「受託者の受益者に対する忠実義
務」**の趣旨を含む、と解される。

8 川人貞史衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）：（本書 29～31 頁）

- (1) 衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』（東京大学出版会 2024）は、「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか？」（同書 i～ii 頁）で、本件区割り改定案作成の過程で、下記のとおり、【川人貞史会長自らが、**政治生命**にかかわる自民党議員から介入されたこと】を**生々しく**記述する（甲 57）。

「そのためには、**不平等を是正する公職選挙法改正案が国会で国会議員の多数の支持を得て成立する必要がある**、さらに政府が閣議決定を経て国会に改正案を提出する前に、政権担当の**自由民主党内の了承を取り付けることが必要である**。自民党の了承には、自民党議員たちが好ましいと思わなくても許容できる（せざるを得ない）と考えるものでなければならない。したがって、**区割り改定案はこれらのアクター（自民党議員 引用者注）から拒否されないと予想されるものにする必要がある（anticipated reaction）**、**国民・有権者の平等な投票参加の権利は軽視されることになる**。ゲームの理論の用語で言えば、**最終的に成立する公職選挙法改正案は逆戻り推論（backward induction）を用いて各アクターに受け入れられるものが最初から提案される**。

それでも、アダムズ方式の完全適用による15都県での「10増10減」の議員定数配分を含む全25都道府県で140選挙区の区割り改定の影響の大きさに政治家からは強い不満や悲鳴の声が上がり、ある自民党幹部は「議員のことなのに、学者がいろいろ口を出してふざけんなという話だ」と毒づいたとされる。実際のところ、10増10減は区割り審設置法の規定によって自動的に決まり、区割り改定案の作成も同法の規定にもとづく「区割り改定案の作成方針」によって進め

られ、学者として容喙できる余地はない。しかし、**政治生命がかか
る選挙区**のことだけに、衆議院では2022年11月の区割り改定法（公
職選挙法改正）議決に際して選挙制度の抜本的検討を行うとする附帯決
議がなされ、2023年2月に、衆議院選挙制度協議会が設置された。同
年12月にとりまとめられた報告書では、今後衆議院の正式な機関に移
行して本格的な議論を開始するポイントとなり得る視点が提示された
にとどまり、改革の方向性は定まっていない。

こうした**区割り改定の政治過程**において、**日本政治の常識**
が**世界標準**の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見から
かけ離れていることは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得な
かった。」（括弧文言挿入 強調 引用者）

- (2) かかる国会議員の選挙区割改定案の過程での区割り審会長への介入は、憲
法前文第1項第2文末尾の「**その福利**（但し、**国政**の引用者注）**は国民
がこれを享受する。**」に矛盾する（上記4(2)～(6)、5、6（本
書23～27頁）、下記Ⅱ1～2（本書32～35頁 参照）。

（以下 余白）

II 【国民の代表（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（¹ 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：² 「信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（受託者の忠実義務）」のいずれも同旨）】：（本書32～35頁）

1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】：（本

書32～33頁）

(1) 昭和51（1976）年最大判（衆）（甲1）

① 昭和51（1976）年最大判（衆）は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」としても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する（民集30巻3号246頁）。

②昭和58年最大判（衆）、③昭和60年最大判（衆）（甲2）、④昭和63年最二判（衆）、⑤平成5年最大判（衆）、⑥平成7年最一判（衆）、⑦平成11年

最大判（衆）、⑧平成13年最三判（衆）、⑨平成19年最大判（衆）、⑩平成23年最大判（衆）（甲3）、⑪平成25年最大判（衆）（甲4）、⑫平成27年最大判（衆）（甲6）、⑬平成30年最大判（衆）（甲7）、⑭令和5年最大判（衆）（甲8）の各判示も、**全て昭和51（1976）年最大判（衆）の同判示と同旨**である。

- (2) 当該 **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て**『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1票較差・1対1）が、「最も重要かつ基本的な基準」とされる』旨判示している。

この **11** 最高裁大法廷判決及び **3** 最高裁小法廷判決が、**全て**『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1票較差・1対1）が、「最も重要かつ基本的な基準」とされる』旨判示していること **は**、

重要である。

（以下 余白）

2 ① **国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受する**ので、**国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（¹ 憲法前文第1項第2文末尾の定め：² 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のいずれも同旨）。

② 平成25年大法院判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の**「身分にも直接関わる事柄」**である』旨判示している。

③ よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の**「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。**（上記4(2)～(6)、5、6（本書23～27頁）、II 1～2（本書32～35頁）、参照） ・（本書34～35頁）

(1) 憲法前文第1項第2文末尾の**「その福利は国民がこれを享受する。」**の定めに照らし、**国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない**（¹ 憲法前文第1項第2文末尾の定め：² 信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（忠実義務）のい

ずれも同旨）。

(2) ところで、平成25年大法院判決（衆）（甲4）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」である』旨判示している（民集67巻8号1524頁）。

（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法が、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」である以上、『上記1(1)（本書32

～33頁）の「当該**11**最高裁大法院判決及び**3**最高裁小法院判決が、**全て**『各

選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（＝1票較差・1対

1）が、「**最も重要かつ基本的な基準とされる**」』旨判

示していること』に照らすと、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定

の立法については、『議員（＝**国民の代表者**）が、当該選挙区割規定

の立法（即ち、**国政**）から生じる**福利**（即ち、投票価値の較差から生じる利益）

を享受している』と解される。

よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法47

条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文末尾の「**その福利は国民がこれを享受す**

る。」に反して解釈された）憲法47条を適用す

るものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第

2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する

（上記4(2)～(6)、5、6（本書23～27頁）、II1～2（本書32～35頁）参照）。

第2部 (本書36~44頁)

— 国難論 —

序 (本書36~37頁)

行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙について言えば、**6 主要民主主義国家（米、英、独、仏、韓、日）**の中、日本だけが較差2倍の**非**人口比例選挙であるところ、他の5か国（米、英、独、仏、韓）は、すべて人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差2~3倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べて**「きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。」（強調 引用者）（衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）会長（当時）川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と1票の較差』215頁（東京大学出版会2024）[甲57参照](#)）

同書は、「はしがき なぜ日本の区割基準は人口較差最大2倍なのか？」で、**「こうした区割り改定の政治過程において、日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見からかけ離れているこ**とは明らかであり、**違和感**を覚えざるを得なかった。」（強調 引用者）と記述し（同書i~ii頁）、

更に、同215頁で、

「そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差2倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第2章でみたアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も**世界標準へと変える必要**があり、その時期にきているのではないだ

ろうか。」（強調 引用者）

と記述する（甲57）。

下記の**国難**を克服するためには、日本は、**先ず第一歩として**、上記の他の5か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙の土俵）**に立つべきである。**

本件訴訟の争点（『憲法上の一票の投票価値の平等の要件』）を考察するにあたっては、今後国際的競争の中で生存しなければならない全ての日本国民のために、上記の他の5か国の選挙制度を視野に入れた議論が強く求められる。

第1 国難論（要約）（本書37～38頁）

- 1 全世界のGDPの中で、日本のシェアが、1995～2023年の29年間で
17.6%から**4.0%**に激減した（2024年11月29日石破首相所信表明演説 甲82の1参照）。

これは、（元寇に優とも劣らぬ）**国難**である。

- 2 ここで、**国難**という言葉は、日本国民が**国難**に立ち向かう意味で、用いられる。鎌倉時代に、日本の武士は、元寇に抗して、**国難**を克服した。
- 3 この**国難**を克服するために、最高裁判事は、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨判決できる。

同最高裁判決により、

日本史上初の歴史

(国民主権国家誕生) 始まる。

第2 国難論 (詳論) (本書 38~44 頁)

1 全世界の GDP 中の日本のシェア

全世界の GDP 中の日本のシェアは、1995 年に、**17.6%**であったところ、
2023 年に、**4.0%**に激減した (2024.12.22 日経朝刊 5 面「風見鶏」8 段 (地
曳航也記者の署名記事〈石破首相所信表明演説の引用〉甲 82 の 1 ; 外務省 ホーム
ページ「主要経済指標」 2/21 頁 甲 82 の 3 ; 内閣府ホームページ「選択する
未来」 「Q15 世界の中の日本経済の位置付けはどのようになっていますか。」
平成 27 年 10 月 1/3 頁 甲 82 の 2 ; 外務省 ホームページ「主要経済指標」
2/21 頁 甲 82 の 3) 。

1995~2023 までの 29 年間を見ると、全世界の GDP 中の日本のシェアは、
既に **17.6% ⇒ 4.0%**に激減しており、その減少 (即ち、下向きのベクト
ル) は、将来に向かって更に進行中である。

これは、**国難**である。

2 日本だけが人口比例選挙でない (本書 38~41 頁)

(1) 米、英、独、仏、韓、日の 6 か国の中で、米、英、独、仏、韓の 5 か国は、人
口比例選挙又は概ね人口比例選挙で、

- ① 人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**仏、韓**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数（但し、大統領制の**米**の場合〈2024年米大統領選：トランプ氏の相対的得票率 **50.3%**〉）の投票で、**行政権の執行者（大統領）**を決定し、又は
- ② 人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（連立を含む）（但し、議院内閣制の**独**の場合）又は概ね人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（但し、議院内閣制の**英**の場合）が、国会で、国会議員の過半数の投票で、**行政権の執行者（首相）**を決定している。

【英国議会議員選挙】

英国議会の全議席は 650 であり、650 小選挙区からそれぞれ 1 議員が選出される。

各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数（**73,393 人**）の **±5%以下** という厳格な基準が設けられ、2023 年 11 月に発効した再区割りでは、**全 650 選挙区** で、登録済有権者数が **69,724 人～77,062 人の範囲内**（最大有権者数差：7338 人）との要件が満たされた（甲 56）。

最大較差は、 $105 \div 95 = \text{約 } 1.11$ 倍以下となる。但し、島嶼部の 5 小選挙区（例外が適用された選挙区の有権者数は、全有権者の 0.46%）は例外とされる。2024 年総選挙は、同区割りで行われた。

Country	Electorate	Allocated
England	39,860,421	543 (10増)
Scotland	4,079,612	57 (2減)
Wales	2,322,677	32 (8減)
Northern Ireland	1,295,688	18 (増減なし)
Total :	47,558,398	650

（2020 年 3 月 2 日現在登録済有権者数に基づく）

（2023 年選挙区割り見直し案（勧告）／英スコットランド選挙区画委員会／2023 年 6 月／https://www.bcomm-scotland.independent.gov.uk/sites/default/files/2023_review_final/bcs_2023_review_report_web_version.pdf 参照）

【ドイツ連邦議会議員選挙】

ドイツ連邦議会は、各政党所属の 630 人の議員から構成される。選挙人が各政党宛に投票する**第2票**の得票によって、**完全人口比例**により全 630 議席の各政党への配分が決定される（**升永英俊「【ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙】」**「特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか」1～7 頁 2024.7.12／法学館憲法研究所ウェブサイト参照 **甲 100**）。

2023 年改正法が成立した改正法は、超過議席・調整議席の廃止、定数を 630 議席に固定する内容を含む（**甲 64**）。

2023 年改正法は、また、**第1票（全 299 小選挙区の各小選挙区で1人のみが当選する小選挙区選挙）の1票較差の基準も変更し、各小選挙区の議員1人当たりの人口は、平均人口の±10%以内を基本とし、最大で、±15%とする旨変更された（従来は、それぞれ 15%および 25%）（この点に限り、2026 年 1 月 1 日施行）（甲 64）**。

従って、第1票の最大較差は、 $115 \div 85 = \text{約 } 1.35$ 倍以下となる。

ただし、この第1票の、小選挙区選挙間の1票較差の基準の変更は、定数（630）の、全連邦集計での第2票の各政党の得票数に応じての（即ち、完全人口比例での）各政党への配分にいささかも影響するものではない（甲 100 の 3 頁参照）。

- ③ **他方、議院内閣制の日本では、非人口比例選挙（但し、衆院選で、約 2 倍の投票価値の最大較差；参院選で、約 3 倍の投票価値の最大較差）で、1992～2020 年迄の 29 年間中の、4 年間（但し、民主党らが与党政権を担当した）を除く、25 年間、過半数未満の得票をしたに過ぎない自民又は自民・公明（連立）の議員が、得票数に比例しない議席数を獲得し、国会で議員の過半数決で、首相を指名した。**

- (2) 1992～2020 年の中の 25 年間、自民又は自民・公明（連立）が与党であったので、自民又は自民・公明（連立）が、1992～2020 年の中の 29 年間の国民一人当たり平均賃金の停滞（水平状態）の責任を負っている（下記 **4**（本書 42～43 頁）参照）。

- (3) 1992～2020 年の間、米、英、独、仏、韓の 5 か国は、いずれも、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙であるため、投票人の過半数又は概ね過半数の投票により政権交代し、右肩上がりで（但し、5 か国の中、最も右肩上がりの程度の劣る独ですら、26%増加）国民一人当たりの平均賃金が増加している。
- (4) 下記4、表3（本書42頁）に示すとおり、日本の国民一人当たり平均賃金の絶対額は、2020 年の時点で、米、英、独、仏、韓の 5 か国のいずれにも、劣後している。

3 競争国と同じ土俵に立つ（本書 41～42 頁）

- (1) 全世界の GDP の中の日本の GDP のシェアが、1995～2023 年の 29 年間で **17.6% ⇒ 4.0%** に激減し、2024 年現在、尚減少中であり、この下向きのベクトルは下向きのままである。

この**国難**に抗して、これを克服するべく、この右肩下がりのベクトルを右肩上がりにするための**第一歩**が、【最高裁が、『憲法は、できる限りの人口比例選挙を要求する』旨判決し、日本国が、上記2(1)（本書38～40頁）の他の5か国と**同じ土俵**（即ち、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙）**に立つ**こと】である。

- (2) 1964 年、米連邦最高裁は、当時投票価値較差 **1対41** のアラバマ STATE の議会選挙について、『米国連邦憲法は人口比例選挙を要求する』旨判決し（**レイノルズ判決** 甲63）、**レイノルズ判決1本**で、全 STATES で人口比例選挙が実現した（下記**第4部、第3、2**（本書64頁）参照）。

- (3) 日本でも、最高裁が、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙を要求する』旨の判決を言渡すことによって、国会が、同最高裁判決に従って、人口比例選挙の選挙制度を立法することになる。

4 日本の国民一人当たり「平均賃金」 (本書 42～43 頁)

1992～2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage) (但し、購買力平価) の値の推移は、下記表3のとおりである (OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

表3 (6カ国／国民一人当たり平均賃金)

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、
1992～2020 年の 29 年間で、日、韓、米、英、仏、独の 6 か国 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、**日本だけが、僅か 2%増加のフラット状態**で、他の 5 か国は、すべて**右肩上がり**で、他の 5 か国中最低の独国すら、**26%増加**である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6 か国のうちの最低で、**38,515 米ドル** (ただし、韓国は **41,960 米ドル**) である。

5 投票率 (本書 43～44 頁)

(1) (本書 43～44 頁)

下記表4のA～Fの6か国間で比較する、**人口比例選挙／非人口比例選挙**と**投票率**の関係：(本書 43～44 頁)

表4

A 2025 年ドイツ連邦議会議員選挙 (議員内閣制) (完全人口比例選挙 〈甲 64〉 〈甲 100〉) 投票率：83% (甲 80) B 2022 年仏国大統領選挙 (完全人口比例選挙) (上位 2 者の決選投票) 1 位得票率 58% (18,779,641 票) (当選) 2 位得票率 42% (13,297,760 票) 投票率：74% (甲 70) C 2024 年英国議会 (下院) 議員選挙 (議員内閣制) (概ね人口比例選挙 〈但し、最大有権者数較差±5%〉) 投票率：60% (甲 71) (英国は、下院議院議員選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると低い。) D 2024 年米連邦大統領選挙 (概ね人口比例選挙 〈但し、1 2024 年米連邦大統領選で、相対的得票率 50.3%のトランプ候補が大統領就任；2 2016 年米連邦大統領選で、相対的得票率・48.9%のトランプ候補が大統領就任〉) 投票率：65% (甲 72) (米連邦は、大統領選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。貧困層、黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をしないので、投票できない。上記投票率 (65%) は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国の各投票率と比較すると相対的に低い。)
--

2024 年米連邦大統領選挙で、米連邦大統領が相対的得票率

50.3% の **僅差** で当選した事実は、**【人口比例選挙が決定的に重要であること】** を雄弁に物語っている。

E 2022 年韓国大統領選挙（**完全人口比例選挙**）（但し、上位 2 者間の比率）

1 位 相対的得票率 50.4%（16,394,815 票）（当選）

2 位 相対的得票率 49.6%（16,147,738 票）

投票率：77%（甲 73）

2021 年韓国大統領選挙で、韓国大統領が相対的得票率

50.4% の **僅差** で当選した事実は、**【人口比例選挙が決定的に重要であること】** を雄弁に物語っている。

F 2024 年日本・衆院選（**較差 2.06 倍の非人口比例選挙**）

1 位 自公（与党）得票率 40%

投票率：54%（甲 75）

(2) 2024 年衆院選（最大有権者数較差 2.06 倍の**非**人口比例選挙）では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記(1)(本書 43～44 頁)の他の 5 か国と比べて、**54%**と圧倒的に低率である。

日本は国政選挙の投票率が、上記(1)の他の 5 か国と比べて、**圧倒的に低い**のは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、**【日本の国政選挙が、**

総投票人からの過半数得票によっても、政権交代が生じないことが、その理由と考えられる。

以上